



平成22年5月27日

各 位

会社名 JFE商事ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 福島 幹 雄
(コード番号 3332 東証・大証第1部)
問合せ先 総務部長 轉 邦 彦
(03 - 5203 - 5055)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年5月27日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成22年6月29日開催予定の第6回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

当社は平成21年6月26日の第5回定時株主総会において自己株式(A種優先株式)の取得の件について株主様のご承認を頂きましたので、その後、同年7月28日の取締役会で具体的な取得の決議を行い、同年9月18日に当該株式を種類株主であるJFEスチール株式会社から一括取得し、同年9月29日の取締役会決議に基づきまして、同日付で、取得したA種優先株式全数(37,047,766株)を消却いたしました。

この結果、当社は発行済A種優先株式の全数を消却しており、今後も同種・同条件でのA種優先株式を再発行する意向はありませんので、当該株式について定める定款第6条第2項および第2章の2優先株式(第11条第1号から第9号まで)ならびに第17条を削除し、第8条を一部改正いたします。

2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

| | |
|-----------------|-----------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成22年6月29日(火曜日) |
| 定款変更の効力発生日 | 平成22年6月29日(火曜日) |

以 上

登録質権者」という。)に先立ち、
A種優先株式1株当たり、以下に
定める優先期末配当金(以下「A種
優先期末配当金」という。)
を支払う。A種優先期末配当金
の額は、A種優先株式の1株当た
りの発行価額に、それぞれの事業
年度毎に当該事業年度内の4月
1日及び10月1日(当日が銀行
休業日の場合は前営業日)に全
国銀行協会がそれぞれ発表する
日本円6カ月物トーキョー・イ
ンター・バンク・オフアード・
レート(日本円TIBOR)(ただし、
当日において発表されない場合
には、これに準ずるものとして
当社が適切と判断する銀行の
表示する利率を参考に、当社
が合理的に定める率とする。)の
2時点における数値の平均値に
1%を加えた利率(以下「A種
優先期末配当率」という。)を
乗じた金額(ただし、円位未満
小数第3位までを算出し、その
小数第3位を四捨五入する。)(
以下「A種優先期末配当基準金額」
という。)とする。ただし、発行
日を含む事業年度から平成26年
3月31日を含む事業年度までの
各事業年度に係るA種優先期末
配当率は5%を上限とする。又、
当該事業年度において本条第2
号に定めるA種優先中間配当金
を支払ったときは、当該A種優
先中間配当金を控除した額とす
る。A種優先期末配当率は、%
位未満小数第4位を四捨五入
する。

(削除)

(A種優先中間配当金)

2. 当社は、第 34 条に定める中間配当金を支払うときは、中間配当の基準日における A 種優先株主又は A 種優先登録質権者に対し、中間配当の基準日における普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき各事業年度における A 種優先期末配当金の 2 分の 1 の額の金銭（以下「A 種優先中間配当金」という。）を支払う。A 種優先中間配当金は、円位未満小数第 3 位を四捨五入する。

(非累積条項)

3. A 種優先株主又は A 種優先登録質権者に対して支払う A 種優先期末配当金が A 種優先期末配当基準額に達しない場合においても、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(非参加条項)

4. A 種優先株主又は A 種優先登録質権者に対し、A 種優先期末配当金を超えて配当しない。

(A 種優先株式に対する残余財産の優先分配)

5. 当社の残余財産を分配するときは、A 種優先株主又は A 種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、A 種優先株式 1 株につき発行価額相当額を支払う。A 種優先株主又は A 種優先登録質権者に対しては、前記のほか、残余財産の分配は行わない。

(A 種優先株式の議決権)

6. A 種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(削除)

(A種優先株式の併合又は分割、新株予約権等)

7. 当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。
又、当社は、A種優先株主に対しては、募集株式又は募集新株予約権若しくは新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えず、株式及び新株予約権若しくは新株予約権付社債の無償割当ては行わない。

(A種優先株式の消却)

8. 当社は、法令の定めに従い、剰余金をもって、A種優先株式を取得し、消却することができる。

(取得請求権)

9. A種優先株主は、当社が普通株主又は普通登録質権者に対して前事業年度に係る期末配当金の支払いを行う場合には、各事業年度における8月1日から8月20日までの間(以下「取得請求可能期間」という。)において、前事業年度の当期純利益より期末配当金(A種優先期末配当金を含む。)を差引いた後の金額の2分の1に相当する金額又は会社法第461条第2項に定める分配可能額のいずれか小さい額(以下「取得限度額」という。)を限度として、発行価額での取得を請求することができる。当社は、取得請求可能期間が満了する毎にその満了日から1カ月以内に、法令の定めに従い、取得手続に着手する。ただし、取得限度額を超えてA種優先株

(削除)

| | |
|--|---|
| <p><u>主から取得請求があった場合、取得の順位は、取得請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。</u></p> <p>第3章 株主総会 第12条～第16条 (省略)</p> <p>(種類株主総会) <u>第17条 第14条、第15条及び第16条の規定は、種類株主総会においてこれを準用する。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 第18条～第24条 (省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第25条～第31条 (省略)</p> <p>第6章 計算 第32条～第35条 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> | <p style="text-align: center;">}</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第3章 株主総会 第11条～第15条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 第16条～第22条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第23条～第29条 (現行どおり)</p> <p>第6章 計算 第30条～第33条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |
|--|---|